



宮 崎 県 公 報

平成30年6月7日(木曜日) 第3001号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定(2件)…(福祉保健課) 1
- 保安林の指定予定の通知…(自然環境課) 1
- 家畜伝染病発生の届出…(家畜防疫対策課) 1
- 道路の供用の開始…(道路保全課) 1
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の指定…(会計課) 2

- 包括外部監査契約の締結…(監査事務局) 2
- 公 告**
- 危険物取扱作業の保安に関する講習の実施…(消防保安課) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出(5件)…(農村整備課) 3
- 土地改良区の定款変更の認可…(“) 6
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…(“) 6
- 平成30年度家畜商講習会の開催…(畜産振興課) 6
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…6

告 示

宮崎県告示第 546号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------|---------------|-----------|
| 宮地歯科医院 | 児湯郡新富町富田南4-52 | 平成30年4月1日 |

宮崎県告示第 547号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------------|-----------------|-----------|
| さかい歯科・口腔外科医院 | 日向市大字財光寺3430番33 | 平成30年5月8日 |

宮崎県告示第 548号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林子定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字下尾村8721-4(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 549号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 頭数 | 発生場所 | 発生年月日 |
|----------|-------|-------------|----|------|------------|
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 1 | 都城市 | 平成30年5月18日 |

宮崎県告示第 550号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年6月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線 番号 | 道路の 種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|-----------|------|--|-----------|
| | 国道 | 448号 | 串間市大字 本城字上篠 原5459番9 地先から同 市同大字同 字5458番2 地先まで | 平成30年6月7日 |

宮崎県告示第 551号

宮崎県収入証紙条例（昭和39年宮崎県条例第34号）第5条第1項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 売りさばき人の氏名 | 売りさばきをする場所 | 指定年月日 |
|-----------------------------|-----------------------|----------------|
| 株式会社中央自動車教習所 代表取締役 原 田 実 | 宮崎市高岡町下倉永 1 40番地 4 | 平成30年5月 31日 |

宮崎県告示第 552号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、平成30年6月7日から30日間、県庁前の掲示場に掲示する。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 大塚 孝一
住所 宮崎市花殿町8番27号 エイルマンション花殿 405
- 2 契約の始期
平成30年4月1日
- 3 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

公 告

消防法（昭和23年法律第 186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 講習の種別、日時及び場所

| 種 別 | 日 時 | 場 所 |
|---------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習 | 7月20日（金） 9：30～12：30 | 日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山2-4-44 |
| | 7月24日（火） 9：30～12：30 | 宮崎県東児湯消防組合 児湯郡高鍋町大字上江4526 |
| | 7月26日（木） 9：30～12：30 | 宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西2-4-3 |
| | 7月31日（火） 13：30～16：30 | 小林中央公民館 小林市細野38-1 |
| | 8月3日（金） 9：30～12：30 | 日向市消防本部 日向市亀崎2-23 |
| | 8月9日（木） 9：30～12：30 | 都城市中央公民館 都城市姫城町7-8 |
| | 8月22日（水） 13：30～16：30 | 高千穂町コミュニティセンター 西臼杵郡高千穂町大字三田井1515 |
| | 8月23日（木） 9：30～12：30 | 延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1 |
| | 7月20日（金） 13：30～16：30 | 日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山2-4-44 |
| | 7月24日（火） 13：30～16：30 | 宮崎県東児湯消防組合 児湯郡高鍋町大字上江4526 |
| 7月26日（木） 13：30～16：30 | 宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西2-4-3 | |
| 8月3日（金） 13：30～16：30 | 日向市消防本部 日向市亀崎2-23 | |
| 8月9日（木） 13：30～16：30 | 都城市中央公民館 都城市姫城町7-8 | |
| 8月23日（木） 13：30～16：30 | 延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1 | |
| 8月24日（金） 9：30～12：30 13：30～16：30 | 延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1 | |

- 2 講習の対象者
製造所、貯蔵所又は取扱所において現に危険物取扱作業に従事

する者であって、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状又は丙種危険物取扱者免状の交付を受けており、かつ、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項若しくは第2項に規定する受講義務者

3 講習科目及び講習時間数

- (1) 危険物関係法令 1時間
(2) 危険物の火災予防等 2時間

4 受講申請書の受付期間

平成30年6月18日（月）から平成30年7月6日（金）まで（郵送の場合は、7月6日（金）の消印のあるものまで有効とする。）

5 受講申請書の提出先

宮崎市橋通東2丁目7番18号 宮崎県住宅供給公社ビル内（〒880-0805）

一般社団法人宮崎県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 その他

- (1) 受講申請書は、一般社団法人宮崎県危険物安全協会、各地区危険物安全協会、宮崎県総務部危機管理局消防保安課、各消防本部又は一部町村役場（西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町）で交付する。
(2) 詳細については、一般社団法人宮崎県危険物安全協会（電話 0985（22）1868）又は宮崎県総務部危機管理局消防保安課（電話 0985（26）7065）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長田土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役名 | 氏名 | 住所 |
|----|--------|---------------------|
| 理事 | 小牧 力 | 北諸県郡三股町大字長田6460番地13 |
| 理事 | 谷山 泰宏 | 北諸県郡三股町大字長田6229番地 |
| 理事 | 黒木 孝一 | 都城市上長飯町20号2番地 |
| 理事 | 岩崎 孝二 | 北諸県郡三股町大字長田5552番地7 |
| 理事 | 河野 香智子 | 北諸県郡三股町大字長田5459番地 |
| 理事 | 野崎 忠彦 | 北諸県郡三股町大字長田5812番地 |
| 理事 | 高橋 純一 | 北諸県郡三股町大字長田4880番地6 |
| 理事 | 松山 勇 | 北諸県郡三股町大字長田4430番地10 |

| | | |
|----|---------|--------------------|
| 理事 | 轟 木 修 | 北諸県郡三股町大字長田3953番地1 |
| 理事 | 戸 郷 福 實 | 北諸県郡三股町大字長田4233番地 |
| 監事 | 児 玉 管 二 | 北諸県郡三股町大字長田5453番地3 |
| 監事 | 濱 口 陽 行 | 北諸県郡三股町大字長田4760番地 |
| 監事 | 黒 木 守 春 | 北諸県郡三股町大字宮村2766番地1 |

（任期：平成32年3月31日まで）

2 退任した役員

| 役名 | 氏名 | 住所 |
|----|-------|----------------------|
| 理事 | 小牧 力 | 北諸県郡三股町大字長田6460番地13 |
| 理事 | 小牧 文博 | 北諸県郡三股町大字長田6628番地7 |
| 理事 | 藤野 忠弘 | 北諸県郡三股町大字樺山4466番地9 |
| 理事 | 宮田 巽 | 北諸県郡三股町大字長田5545番地2 |
| 理事 | 木田 隆啓 | 北諸県郡三股町大字長田5037番地1 |
| 理事 | 宮田 重昭 | 北諸県郡三股町大字樺山3896番地2 |
| 理事 | 児玉 光雄 | 北諸県郡三股町大字樺山4672番地248 |
| 理事 | 松山 勇 | 北諸県郡三股町大字長田4430番地10 |
| 理事 | 去川 洋見 | 北諸県郡三股町大字長田3971番地 |
| 理事 | 小牧 貢 | 都城市上長飯町68号10番地 |
| 監事 | 野崎 忠彦 | 北諸県郡三股町大字長田5812番地 |
| 監事 | 濱口 陽行 | 北諸県郡三股町大字長田4760番地 |
| 監事 | 松田 眸 | 北諸県郡三股町大字長田3944番地2 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、東岸寺土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|------|------------------|
| 理 事 | 佐藤実夫 | 西臼杵郡高千穂町岩戸4023番地 |
| 理 事 | 馬原久光 | 西臼杵郡高千穂町岩戸5015番地 |
| 理 事 | 佐藤光徳 | 西臼杵郡高千穂町岩戸4781番地 |
| 理 事 | 佐藤光夫 | 西臼杵郡高千穂町岩戸4411番地 |
| 理 事 | 佐藤峯春 | 西臼杵郡高千穂町岩戸3850番地 |

(任期：平成33年3月31日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|------|------------------|
| 理 事 | 佐藤実夫 | 西臼杵郡高千穂町岩戸4023番地 |
| 理 事 | 馬原久光 | 西臼杵郡高千穂町岩戸5015番地 |
| 理 事 | 佐藤光夫 | 西臼杵郡高千穂町岩戸4411番地 |
| 理 事 | 佐藤光徳 | 西臼杵郡高千穂町岩戸4781番地 |
| 理 事 | 佐藤慎市 | 西臼杵郡高千穂町岩戸3778番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上寺土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|------|--------------------|
| 理 事 | 工藤寛俊 | 西臼杵郡高千穂町岩戸1741番地 |
| 理 事 | 佐藤輝雄 | 西臼杵郡高千穂町岩戸2574番地 |
| 理 事 | 藤野幸次 | 西臼杵郡高千穂町岩戸2165番地 |
| 理 事 | 飯沼和浩 | 西臼杵郡高千穂町岩戸2430-2番地 |

| | | |
|-----|------|------------------|
| 理 事 | 甲斐友衛 | 西臼杵郡高千穂町岩戸1356番地 |
|-----|------|------------------|

(任期：平成33年3月31日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|------|--------------------|
| 理 事 | 工藤寛俊 | 西臼杵郡高千穂町岩戸1741番地 |
| 理 事 | 佐藤隆俊 | 西臼杵郡高千穂町岩戸1879-5番地 |
| 理 事 | 佐藤初男 | 西臼杵郡高千穂町岩戸2526-1番地 |
| 理 事 | 佐藤仲俊 | 西臼杵郡高千穂町岩戸2171番地 |
| 理 事 | 甲斐友衛 | 西臼杵郡高千穂町岩戸1356番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、下野土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|------|---------------------|
| 理 事 | 甲斐豊久 | 西臼杵郡高千穂町大字下野1922番地 |
| 理 事 | 田辺菊男 | 西臼杵郡高千穂町大字下野 562番地 |
| 理 事 | 江藤正至 | 西臼杵郡高千穂町大字下野2061番地 |
| 理 事 | 甲斐勝彦 | 西臼杵郡高千穂町大字下野 598番地4 |
| 理 事 | 佐藤信明 | 西臼杵郡高千穂町大字下野1964番地 |
| 理 事 | 江藤利彦 | 西臼杵郡高千穂町大字下野 616番地 |
| 監 事 | 江藤公吾 | 西臼杵郡高千穂町大字下野1986番地 |
| 監 事 | 甲斐雅也 | 西臼杵郡高千穂町大字上野5163番地 |

(任期：平成33年3月31日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|---------------------|
| 理 事 | 甲 斐 豊 久 | 西臼杵郡高千穂町大字下野1922番地 |
| 理 事 | 江 藤 正 至 | 西臼杵郡高千穂町大字下野2061番地 |
| 理 事 | 田 辺 菊 男 | 西臼杵郡高千穂町大字下野 562番地 |
| 理 事 | 甲 斐 勝 彦 | 西臼杵郡高千穂町大字下野 598番地4 |
| 理 事 | 佐 藤 信 明 | 西臼杵郡高千穂町大字下野1964番地 |
| 理 事 | 江 藤 繁 喜 | 西臼杵郡高千穂町大字下野2075番地 |
| 監 事 | 興 梶 晶 彦 | 西臼杵郡高千穂町大字下野 580番地 |
| 監 事 | 江 藤 利 彦 | 西臼杵郡高千穂町大字下野 616番地 |

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、神之水土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|---------------------|
| 理 事 | 阿 南 芳 幸 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 475番地2 |
| 理 事 | 内 倉 敬 三 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 840番地 |
| 理 事 | 佐 藤 保 伯 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 701番地 |
| 理 事 | 佐 藤 浩 二 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 201番地イ |
| 理 事 | 興 梶 米 生 | 西臼杵郡高千穂町大字上野1163番地 |

| | | |
|-----|---------|---------------------|
| 理 事 | 佐 藤 勝 則 | 西臼杵郡高千穂町大字上野1231番地 |
| 理 事 | 飯 干 直 樹 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 950番地1 |
| 理 事 | 佐 藤 和 男 | 西臼杵郡高千穂町大字上野1437番地 |
| 監 事 | 戸 高 誠 司 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 272番地2 |
| 監 事 | 戸 高 清 次 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 441番地 |

(任期：平成34年3月31日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----------|---------------------|
| 理 事 | 藤 野 英 明 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 293番地2 |
| 理 事 | 佐 藤 義 孝 | 西臼杵郡高千穂町大字上野1353番地 |
| 理 事 | 佐 藤 保 伯 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 701番地 |
| 理 事 | 佐 藤 浩 二 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 201番地イ |
| 理 事 | 阿 南 範 文 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 556番地 |
| 理 事 | 佐 藤 隆 治 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 992番地 |
| 理 事 | 大 崎 富 美 夫 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 890番地2 |
| 理 事 | 工 藤 チヨ子 | 西臼杵郡高千穂町大字上野1126番地 |
| 理 事 | 佐 藤 一 利 | 西臼杵郡高千穂町大字上野1228番地 |
| 監 事 | 阿 南 芳 幸 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 475番地2 |
| 監 事 | 戸 高 清 次 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 441番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、田野町村内地区土地改良区（宮崎市）から平成30年4月6日付で申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜商法（昭和24年法律第 208号）第4条の2第1項の規定により、平成30年度宮崎県家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成30年6月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の期日及び場所

(1) 開催月日

平成30年8月22日（水曜日）及び8月23日（木曜日）

(2) 場 所

宮崎県庁9号館 933号室（宮崎市橋通東2丁目10番1号）

(3) 時 間

受付 午前8時30分から

講習 午前9時から午後5時まで

2 講習科目及び講習時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 受講対象者

家畜の売買若しくは交換又はそのあつ旋の事業を営もうとする者

4 受講申込手続

受講を希望する者は、家畜商講習会申込書に額面金額 3,300円の宮崎県収入証紙（消印をしていないもの）及び写真（申込前6月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）を貼付し、平成30年7月27日までに住所地を管轄する西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。

5 その他

詳細については、宮崎県農政水産部畜産新生推進局畜産振興課（電話0985（26）7140）、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成30年6月7日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

| 種 類 | 警備業務の区分 | 講 習 の 実 施 日 | 定員 |
|-------|---------|--------------|-----|
| 新規取得講 | 3号警備業務 | 平成30年9月5日（水） | 20人 |

| | | | |
|---|--|--------------------------------|--|
| 習 | | から9月12日（水）まで （土曜日及び日曜日を除く。） | |
|---|--|--------------------------------|--|

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

| 警備業務の区分 | 提 出 日 時 |
|---------|--|
| 3号警備業務 | 平成30年7月9日（月）から7月20日（金）まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで |

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの

)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(7) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(9) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(1) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(2) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

| 種 類 | 警備業務の区分 | 手数料 |
|--------|---------|---------|
| 新規取得講習 | 3号警備業務 | 38,000円 |

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|